利用者負担額について

1. 算定について

保育料は保護者の住民税課税状況に基づき算定しています。
税額の決定は各自治体の税務課で行なわれます。住民税については各課税年度の1月1日に住民登録していた自治体で課税されているため、ご不明な点は直接おたずねください。

【児童の年齢について】

保育料は、入所月に関わらず、入所年度の4月1日が年齢基準日となります。

【祖父母等について】

通常は児童の父母のみで算定しますが、同居している祖父母等も対象として決定する場合があります。
・児童の扶養を、父母ではなく祖父母が行なっている場合
・祖父母の収入により、児童世帯の生計が成り立っている場合　など

2. 仮算定について

不足書類などがある場合、基準額表の最高階層での仮算定および請求となります。
提出後は当初の算定月に遡って算定(現年度内に限る)しますが、未納の場合は滞納扱いとなります。

3. 切り替え時期について

4月～8月は前年度の課税額、9月～3月は当年度の課税額に基づいて算定されます。
そのため、年度当初(4月)に年齢による負担額の変更を行い、年度途中(9月)に基準となる住民税額の対象年度更新による変更が行われます。

4. 利用者負担額の変更について

下記の場合は利用者負担額が変更となる場合がありますので、必ずお申し出ください。

	状 況	備 考
1	保育必要量(標準/短時間)の変更	届出のあった翌月から変更を行ないます。 ※申し出がなく後日発覚した場合は遡及する場合があります。
2	世帯状況の変更 ※離婚・別居・婚姻(事実婚含む)等	
3	障がい者手帳等の取得 ※入所児童本人もしくは同一世帯員	
4	確定申告の提出	当初の算定月に遡って変更を行ないます。 ※現年度内に限り遡及適用

※その他、基準額表や軽減措置については、次のページをご参照ください。

合志市利用者負担額(保育料)基準額表

利用者負担額は自治体ごとに異なりますが、合志市にお住まいの方は、市外の施設を利用した場合も合志市の基準になります。

幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスの方の利用者負担額は無償です(教育部門は満3歳から)。

4月1日現在の年齢の入所児童の属する世帯の階層区分				0～2歳児		3～5歳児	
階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護			0円	0円	3歳児以上の利用者負担額は無償です。ただし、延長保育料は利用者の負担となります。	
2-1	非課税世帯		要保護等	0円	0円		
2-2			一般	0円	0円		
3-1	均等割額のみ		要保護等	6,000円	5,900円		
3-2			一般	13,000円	12,700円		
4-1	市町村民税所得割課税額	40,000円未満	要保護等	6,500円	6,350円		
4-2			一般	14,000円	13,700円		
4-3		40,000円以上48,600円未満	要保護等	7,000円	6,850円		
4-4			一般	15,000円	14,700円		
5		48,600円以上72,800円未満		19,000円	18,600円		
6		72,800円以上97,000円未満		27,000円	26,500円		
7-1		97,000円以上133,000円未満		37,000円	36,300円		
7-2		133,000円以上169,000円未満		38,000円	37,300円		
8-1		169,000円以上235,000円未満		40,000円	39,300円		
8-2		235,000円以上301,000円未満		41,000円	40,300円		
9		301,000円以上397,000円未満		43,000円	42,200円		
10		397,000円以上		51,000円	50,100円		

利用者負担額に関する注意事項、軽減措置など(今後廃止となる場合があります)

1)階層区分は、4月～8月は前年度の市民税、9月～翌年3月は当年度の市民税により決定します。

2)市民税の額は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金税額控除等)を行なう前の額です。

3)この表の規定にある「要保護等」とは、次に掲げる世帯です。

①「母子等世帯」…配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

②「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる世帯です。

ア. 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ. 療育手帳交付を受けた者

ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

4）同じ世帯から 2 人以上の児童が同時に入所した場合（いずれかが 1 号認定の場合も含む）、入所児童のうち 2 番目の児童は半額に、3 番目以降の児童は無料となります。（全ての階層において適用）
ただし、
①非課税世帯については、上のきょうだいの入所状況に関わらず、第2子以降は無料です。
②市民税所得割額 57,700 円未満（「母子等」は除く）の世帯については、上のきょうだいの入所状況に関わらず、第2子は半額に、第3子以降は無料となります。

5）「要保護等」に該当する世帯については、国による利用者負担額の軽減措置により
①階層区分5・6の一部（世帯の市町村民税所得割合計額が 77,101 円未満である場合）については、第1子は階層区分4－3の要保護等と同額となります。
②市民税所得割額 77,101 円未満の世帯については、第2子以降は無料となります。

6）同じ世帯に 18 歳以下（18 歳に達する年度末まで）の子が 3 人以上いる場合、その中で数えて第 3 子以降の入所児童は無料となります。（階層区分9・10は対象外）

7）同居の祖父母等がおり、児童の父と母の両方が非課税である場合は、祖父母等のうち税額が高い方を合算して利用者負担額を算定します。

8）所得税の更正による保育料の変更は、現年度内に限り遡及適用します。また、税未申告であった方が、申告を行った場合も同様の取り扱いです。

副食費（おかず等）について

幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費（おかず等）については、2号認定で入所している児童も1号認定で入所している児童と同様に園へお支払いしていただくようになります。副食費は施設ごとに異なりますので、金額については、各施設にお問い合わせください。
ただし、以下の表の対象児童については、副食費も無償となります。

副食費無償化対象者（１号認定）一覧表

4月1日現在の年齢の入所児童の属する世帯の階層区分		副食費の無償化対象者 3～5歳児 ※小学校3年生までの児童を第１子とカウント		
階層区分	市町村民税所得割課税額	第1子	第2子	第3子
1～5	0円以上 77,101円未満	○	○	○
6・7	77,101円以上	×	×	○

副食費無償化対象者（２号認定）一覧表

4月1日現在の年齢の入所児童の属する世帯の階層区分				副食費の無償化対象者 3～5歳児 ※就学前の最年長の児童を第１子とカウント		
階層区分	定義			第1子	第2子	第3子
1～5-2	市町村民税所得割課税額	0円以上 57,700円未満	要保護等	○	○	○
			一般	○	○	○
5-3		57,700円以上 77,101円未満	要保護等	○	○	○
6-1			一般	×	×	○
6-2～10		77,101円以上	要保護等	×	×	○
			一般	×	×	○